

平成30年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 最低制限価格・低入札調査基準価格の見直し

□価格の算定方法

平成30年4月1日以降に入札公告又は指名を行う案件から、最低制限価格・低入札調査基準価格に中央公契連モデル式(H29.3.14改正)を適用します。(ただし、予定価格の90%から70%までの範囲内とします。)
なお、失格基準価格の変更はありません。

【最低制限価格・低入札調査基準価格】

(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%)+消費税



改正内容 (直接工事費×95% ⇒ 直接工事費×97%)

(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%)+消費税

2. 前払金の支払請求期間の延長

□前払金の支払請求期間の延長

平成30年4月1日以降に契約の締結を行う案件から、前払金の支払請求期間を契約締結日等から30日以内とします。

【前払金の支払請求期間】

契約締結日等から15日以内



改正内容 (支払請求期間の延長)

契約締結日等から30日以内